

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(2019年9月30日)

現 行	変 更 後
<p>第3条（自己責任およびリスクの確認）</p> <p>本取引を行うにあたり、お客様は、当社よりあらかじめ受領した市場デリバティブ取引に係るご注意、説明書、約諾書、本規定および確認書を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ、金融商品取引法その他の関連する法令諸規則等を遵守し、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第3条（自己責任およびリスクの確認）</p> <p>本取引を行うにあたり、お客様は、当社よりあらかじめ受領した市場デリバティブ取引に係るご注意、説明書、約諾書、本規定および確認書、<u>その他当社の提示した書類</u>を熟読し、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ、金融商品取引法その他の関連する法令諸規則等を遵守し、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第4条（定 義）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第4条（定 義）</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>8 本取引における「逆指値注文」とは、買注文の場合は買気配値または約定値が、売注文の場合は売気配値または約定値が指定した価格に達したときに成行注文が行われる注文手法です。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>8 本取引における「逆指値注文」とは、買注文の場合は買気配値が、売注文の場合は売気配値が指定した価格に達したときに成行注文が行われる注文手法です。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>16 本取引における「証拠金ステータス」とは現在の証拠金のステータスです。証拠金ステータスには「適正、プレアラート、アラート、ロスカット、証拠金不足、強制決済」があります。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>16 本取引における「証拠金ステータス」とは現在の証拠金の<u>状況</u>です。証拠金ステータスには「適正、プレアラート、アラート、ロスカット、証拠金不足、強制決済」があります。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第18条（ロスカットルール）</p> <p><u>当社は、本取引の取引可能時間の中で、証拠金維持率を約1秒間隔で確認し、その際有効証拠金額がアラート基準額を下回っている場合、お客様にアラートメールを送ります。</u></p>	<p>第18条（ロスカットルール）</p> <p><u>当社は、本取引の取引可能時間の中で、本取引口座の証拠金維持率を説明書に規定する証拠金維持率の確認間隔で確認し、その際に証拠金維持率が説明書に規定する水準以下となっている場合には、取引時間中の銘柄に対する有効注文の取消をした上で、お客様の保有する建玉のうち、取引時間中の銘柄について決済注文を発注します。ロスカットルールについて詳しくは説明書をご確認ください。</u></p>
<p>2 当社は、ロスカットを次の通り発動するものとします。</p> <p><u>(1) 証拠金維持率確認時において、本取引口座の証拠金維持率が100%以下となっている場合には、取引時間中の銘柄に対する有効注文の取消をした上で、お客様の保有する</u></p>	<p>2～7 (削 除)</p>

現 行	変 更 後
<p><u>建玉のうち、取引時間中の銘柄について決済注文を発注します。</u></p> <p><u>(2) お客様が複数銘柄の建玉を保有している時に、ロスカットが発動される場合、全ての有効注文を取り消し、保有する全建玉の決済注文が発注されます。取引可能な銘柄から決済し、判定時に時間外などで取引不可であった銘柄については予約注文となります。予約注文は、対象銘柄の取引が開始された時に、取引所へ発注され約定します。</u></p> <p><u>(3) 第2号のロスカット完了後、同一営業日内の取引がすでに終了している銘柄について取引所の立会時間終了後、清算価格にてロスカットの再々判定を行い、証拠金維持率が100%以下となっている場合は、翌営業日の各銘柄の取引開始時間に、当該銘柄の有効注文の取消と決済注文を約定します。</u></p> <p><u>(4) 取引終了直前にロスカットの対象となり、同一営業日内に全建玉のロスカットが完了しなかった場合、未完了の建玉は、取引所の立会時間終了後、清算価格にてロスカットの再判定を行い、翌営業日の各銘柄の取引開始時間に、当該銘柄の有効注文の取消と決済注文を発注します。</u></p> <p><u>(5) 第2号、第3号および第4号のロスカットの再判定、再々判定において、証拠金維持率が100%を上回っている場合は、ロスカットの予約注文を取り消すことが出来ません。</u></p> <p><u>3 証拠金維持率確認時において、有効証拠金額がアラート基準額以下であることを認識することなく証拠金維持率が100%以下となった場合には、アラートメールが送信されることなくロスカットされます。</u></p> <p><u>4 システムの証拠金維持率の確認は、約1秒間隔で行われるため、急激な相場変動時等には、証拠金維持率が100%を大きく割込んだ時点でロスカットされることがあります。さらに、証拠金維持率がマイナスの時点でロスカットされ、預託資金以上の損失が発生する可能性があります。</u></p> <p><u>5 当社は、アラート基準とロスカット基準を随時変更することができるものとします。</u></p> <p><u>6 ロスカットの結果、お客様に残債務が生じた場</u></p>	

現 行	変 更 後
<p><u>合には、お客様は、当該残債務に相当する金銭を当社にただちに支払うものとします。</u></p> <p><u>7 ロスカットの結果、お客様の確定した損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>第32条 (解約)</p> <p>(省 略)</p> <p>5 本取引口座において、建玉がなく、かつ、証拠金預託額が、<u>本取引を行いうる金額に満たない状態が1年以上継続した場合</u>には、当社は、本規定解約日の1ヶ月前までにお客様に通知することにより、本規定を解約できるものとします。</p> <p>(以下省略)</p> <p>附則</p> <p>本規定は、<u>2019年9月9日</u>より施行する。</p>	<p>(現行通り)</p> <p>第32条 (解約)</p> <p>(現行通り)</p> <p>5 本取引口座において、建玉がなく、かつ、証拠金預託額が、<u>本取引を行うことができる金額に満たない状態が1年以上継続した場合</u>には、当社は、本規定解約日の1ヶ月前までにお客様に通知することにより、本規定を解約できるものとします。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>本規定は、<u>2019年9月30日</u>より施行する。</p>